

新型コロナウイルスによる 雇用関係助成金

緊急対応期間

令和2年4月1日から令和2年6月30日
における休業などに適用

雇用調整助成金とは（コロナ特例以前）

コロナウィルスの影響で、仕事が減少した・売上げが大きく落ち込んでしまった！でも雇用は維持したい。

従業員30名を10日間休ませざる負えない場合

会社の前年平均給与（日給）15000円の場合、休業手当の支給割合が60%であった場合。この場合の助成額は、 $15000円 \times 60\% = 9000円$ ⇒ この額の約67%（2/3）が助成されます（中小企業の場合）。

$30名 \times 6000円 \times 10日 = 1,800,000$

国から支給されます。

1、事前に休業計画を立て労働局へ登録する。

コロナ特例

⇒1月24日以降開始の休業は、事後登録でOK。

2、売上が前年同期比10%以上ダウン

コロナ特例

⇒比較対象は、前年同月(1か月)でOK(従来は3か月)

⇒売り上げダウンは5%以上でOK

3、残業相殺(助成金支給から残業分を差し引く)

コロナ特例

⇒4月1日以降開始の休業は、残業相殺停止

4、雇用保険未加入者の扱い

コロナ特例

⇒ 雇用保険未加入者も対象になります。つまり雇用保険被保険者でない労働者(週20時間未満のパート、アルバイト等)も対象になります。
但し、支給申請における助成金額の計算方法が保険加入者のそれとは異なります。

5、短時間休業について

コロナ特例

⇒ 常勤社員、非常勤社員にかかわらず、短時間休業を行った場合にも、休業時間数は助成金対象となります。
但し、短時間休業を行う単位として、事業所単位又は職種単位もしくはシフト単位で行うことが必要になります。

休業補償への助成率がアップ

従来は中小企業で2/3(約67%)大企業で1/2

⇒コロナ特例

●中小企業で9/10(90%)または4/5(80%)

●大企業で2/3(67%)または3/4(80%)

※ 但し、対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。
(令和2年3月1日現在)

緊急対応期間中の受給額

コロナウィルスの影響で、仕事が減少した・売上げが大きく落ち込んでしまった！でも雇用は維持したい。

従業員30名を10日間休ませざる負えない場合

会社の前年平均給与(日給)15000円の場合、休業手当の支給割合が60%であった場合。この場合の助成額は、 $15000円 \times 60\% = 9000円$ ⇒この額の約90%(または80%)が助成されます。

国から支給されます。

$30名 \times 8100円(90\%の場合) \times 10日 = 2,430,000$

重要

但し、雇用保険被保険者は連動します。

実際に支払った休業手当の額とは連動しないことに注目

受給額の計算方法（雇用保険被保険者）

様式特第9号【R2.4 コロナ特例】

様式特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）

[休業
 教育訓練] 実績一覧表

判定基礎期間(休業等の初日～末日)
令和 2020 年 4 月 1 日 ~ 令和 2020 年 4 月 30 日

①氏名	③	④	⑤	⑥
	月間所定労働日数 (日)	全日休業 (日)	短時間休業 (時間)	教育訓練 (日)
1 村上 裕子	21	8	20	
2 落合 博光	21	8	20	
3 山田 孝子	12	4	9	
4 矢尾板 弘	17	7	8	
5 川上 登	17	7	8	
6 小島 善夫	21	8	20	

	⑦	⑧	⑨	⑩
③～⑥の小計	109	42	85	
合計※	482	185	392	

⑪代表的な1日の週所定労働時間 (時間)※	8	⑫短時間休業 (⑨/⑩) (日)※	49
--------------------------	---	-------------------------	----

雇用調整助成金助成額算定書

(事業所)	(事業所番号)		
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	75,766,000 円		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の雇用保険被保険者数	24 人		
(3) 前年度の年間所定労働日数	260 日		
(4) 平均賃金額 [(1)/(2)×(3)]	12,142 円		
(5) 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。	休業		教育訓練
	全日	短時間	
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	9,107 円	9,107 円	円
(7) 1人日当たり助成額単価 [(6)×助成率(9/10)] ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。	8,197 円	8,197 円	円
(8) 月間休業等延日数 ※様式特第9号の⑧、⑩及び⑫欄から転記。	① (9号位から転記)	② (9号位から転記)	③ (9号位から転記)
	185 人・日	49 人・日	人・日
(9) 教育訓練に係る加算額 [(8)×加算率(1,800円)]			0 円
(10) 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(8)] [教育訓練の場合(7)×(8)+(9)]	1,516,445 円	401,653 円	0 円
(11) (10)の小計	1,918,098 円		⑤ 0 円
(12) (11)の合計	1,918,098 円		

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2) 及び (3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4) 及び (6) ~ (8) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

受給額の計算方法（雇用保険被保険者以外）

様式第1号(3)・様式第2号(3)

休業計画・実績一覧表

※③～⑤欄について、上段には令和2年3月31日までの日数及び助成額を、下段には令和2年4月1日以後の日数及び時間を入力してください。

判定基礎期間(休業等の初日～末日)

2020年 4月 1日～ 2020年 4月 30日

氏名	③ 月間所定労働日数 (日)		④ 全日休業 (日)		⑤ 短時間休業 (時間)	
	上段	下段	上段	下段	上段	下段
1 夏目 昌子	18	17	0	7	0	0
2 小泉 孝太	18	17	0	7	0	0
3 茂木 明美	18	17	0	7	0	0
4 村野 望	13	12	0	4	0	0
5 加藤 明子	13	12	0	4	0	0
6 里中 真知子	13	12	0	4	0	0
7 沼田 雄一	18	17	0	7	0	0
8 佐藤 圭太	13	12	0	4	0	0
9 飯塚 幸子	13	12	0	4	0	0
10						

	⑥	⑦	⑧
③～⑤上段の小計	137	0	0
③～⑤下段の小計	128	48	
③～⑤上段の合計※			137
③～⑤下段の合計※			176

⑨ 代表的な1日の週所定労働時間 (時間)※	5	⑩ 短時間休業 (⑧(上段)/⑨) (日)※	
		⑪ 短時間休業 (⑧(下段)/⑨) (日)※	

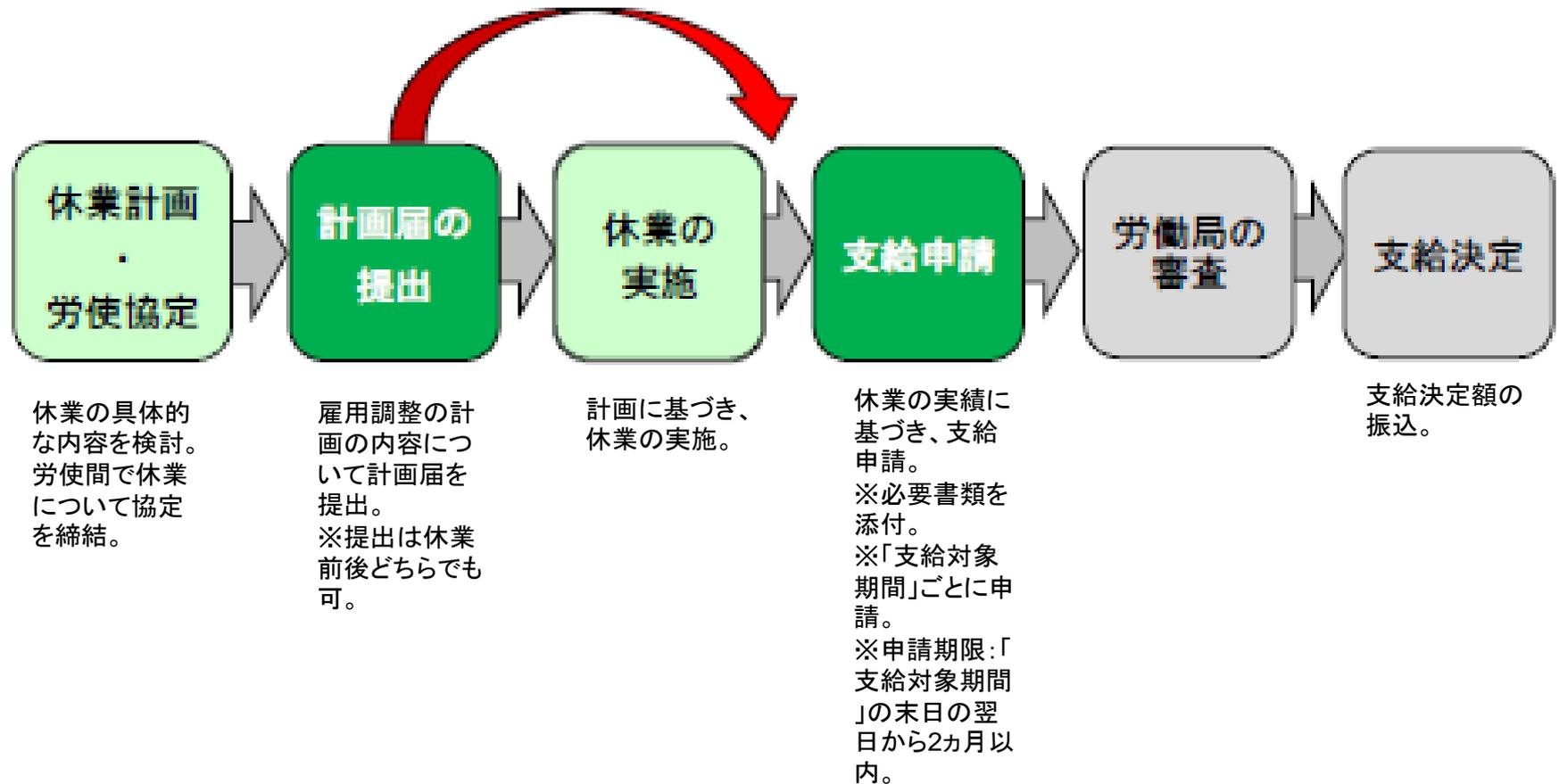
様式第2号(2) (R2.4.10)

緊急雇用安定助成金 助成額算定書

(事業所名)	(事業所番号)	
(1) 判定基礎期間のうち対象期間中に支払われた休業手当総額	880,000 円	
(2) 対象労働者の休業総日数	48	日
(3) 対象労働者の休業総時間数	0	時
(4) 平均休業手当額 [(1)/(2)]	18,334 円	
(5) 1人日当たり助成額単価 [(4)×助成率(中小企業(雇用維持条件を満たす))] ※基本手当日額の助成額を超える時は当該助成額。	両方	休業
	全日	短時間
(5) 1人日当たり助成額単価	8,330 円	円
(6) 期間中休業延日数 [(3)/代表的な1日の所定労働時間※様式第2号(3)⑨]	① 48 人・日	② 0 人・日
(7) 助成対象となる月間休業延日数 ※①②を③④へ転記	③ 48 人・日	④ 人・日
(8) 支給を受けようとする助成額 [休業 (5) × (7)]	⑤ 399,840 円	⑥ 0 円
(9) 合計	399,840 円	

※(4)及び(6)～(8)欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

受給手続きの流れ



計画届の提出に必要な書類（休業） 6/30まで事後提出可

	書類名	備考
①	様式第1号（1） 休業届実施計画（変更届）	
②	様式第1号（2） 雇用調整事業所の事業活動の 状況に関する申出書	【添付書類】 「売上」がわかる既存書類の写しでも可 （売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等）
③	休業協定書	【添付書類】 （労働組合がある場合）組合員名簿 （労働組合がない場合）労働者代表選任書 ※事後提出の場合、実績一覧表の署名または記名・押印があれば省略可
④	事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※中小企業の人数要件を見込んでいる場合、資本額を示す書類は不要

※ ②～④は2回目以降の提出は不要

このほかにも、必要書類の提出依頼がある場合もあり。

支給申請に必要な書類（休業）

	書類名	備考
①	様式第特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	計画届に役員名簿を添付した場合は不要
②	様式第7号または10号 （休業等）支給申請書	自動計算機能付き様式
③	様式第8号または11号 助成額算定書	自動計算機能付き様式
④	様式第9号または12号 休業・教育訓練実績一覧表	自動計算機能付き様式
⑤	労働・休日の実績に関する書類	ア. 出勤簿、タイムカードの写しなど （手書きのシフト表などでも可） イ. 就業規則または労働条件通知書の写しなど
⑥	休業手当・賃金の実績に関する書類	ア. 賃金台帳の写しなど （給与明細の写しなどでも可） イ. 給与規定または労働条件通知書の写しなど

教育訓練加算

休業期間中教育訓練を実施した場合、助成金は、ひとり1日につき、中小企業で2400円、大企業で1800円が追加支給されます。(コロナ特例、金額追加措置)

- * 研修ということは、業務として給与は100%支給。
- * 雇用保険被保険者のみが対象になります。
- * 自宅でインターネット等を用いた教育訓練も対象になります(コロナ特例)
- * 対象になる研修: 職業に関連する知識、技術を習得させ、または向上させることを目的とする教育、訓練、講習等であって、かつ、受講者を当該受講日に業務(本助成金の対象となる教育訓練を除く)に就かせないものであること

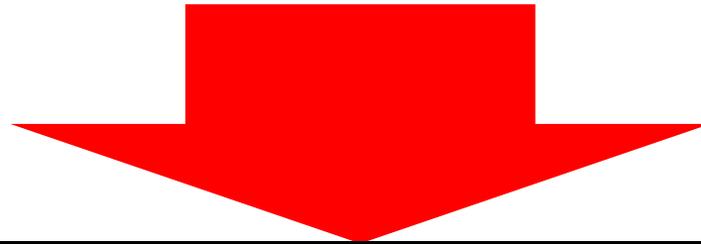
支給限度日数

緊急対応期間に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で活用できる。

小学校休校等対応助成金

コロナウィルスの影響で、小学校等の子の世話の為に10日間出勤できなかった、という社員がいる。

出勤できなかった社員の給与全額(上限8330円/日)が助成される。対象期間は 令和2年2月27日から6月30日



国から支給されます。

支払った給与100,000円⇒うち**83,300円**

小学校休校等対応助成金

全て コロナ特例

- 1、年次有給休暇とは別に付与するものであること
- 2、給与は全額支給であること
雇用調整助成金とは異なる。
- 3、就業規則の改定は不要
- 4、雇用保険被保険者以外の社員も対象になる。
- 5、半日単位・時間単位休暇も対象になる。

受給までのステップ

- 1、**「子の世話休」を特別休暇とすることを周知**
- 2、**すでに取得した年次有給休暇・欠勤の
遡及扱いも可能**
- 3、**申請書の提出(企業単位)**
- 4、**小学校休校等対応助成金の入金。**

ご清聴ありがとうございました

社会保険労務士法人
ヒューマンスキルコンサルティング

代表社員 林 正人

〒1050004 東京都港区新橋5-25-3 第2一松ビル3階
TEL 03-6435-7075 (携帯) 070-6518-8840
FAX 03-6435-7076
メールアドレス：mh591008@crest.ocn.ne.jp
HP アドレス：<http://www.hayashi-consul-sr.com/>